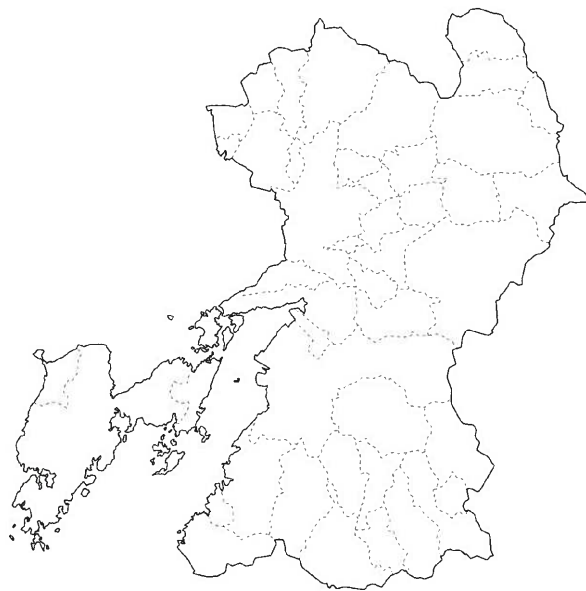


熊本県後期高齢者医療広域連合

第3次広域計画（改正版）

【平成28年度～令和2年度】



令和2年2月

熊本県後期高齢者医療広域連合

目次

1. 広域計画の趣旨	1
2. 現状と課題	1
3. 第3次広域計画の目標と基本方針	3
4. 広域連合及び市町村の役割	5
5. 第3次広域計画の期間及び改定	5

1. 広域計画の趣旨

熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、地方自治法第291条の7の規定により広域計画を作成することとされています。

その策定項目は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定により、（1）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関する事、（2）広域計画の期間及び改定に関する事となっております。

広域連合では、第1次広域計画及び第2次広域計画での制度運営の実績を基に、「高齢者の医療の確保に関する法律」の目的、理念、保険者の責務を達成するため、第3次広域計画をここに策定します。

2. 現状と課題

（1）熊本県の後期高齢者医療の現状

熊本県の被保険者数は、後期高齢者医療制度（以下「本制度」という。）発足当初の平成20年度は24万4千人でしたが、平成26年度は26万9千人で、毎年平均で4千人（1.6%）増加しています。

また、被保険者一人当たりの年間医療給付費は、平成20年度の94万円から平成26年度の103万円と、毎年平均で1万5千円（1.5%）の増加となっています。

これらに伴い、医療費の給付額は、平成20年度の2,305億円が、平成26年度は2,780億円となり、毎年平均で79億円（3.1%）増え続けています。

（2）現状と課題

①事務の効率化・適正化

本制度発足時より主管課長会議や事業協議会、分科会を通して構成市町村（以下「市町村」という。）と協議を行い、各種業務を見直してきました。特に分科会においては、各種事務手順や、保健事業実施計画（データヘルス計画）、歯科健診などについて検討を行い、業務の効率的かつ効果的な実施を図ってきました。今後も引続き、広域連合と市町村が連携し、本制度を運営していく必要があります。

また、本制度で取扱う個人情報についても、情報セキュリティポリシーに基づき、適正な管理に努めてきました。平成27年度からは社会保障・税番号制度が導入となり、特定個人情報の取扱いが始まっているため、従来より一層の厳格な管理が求められます。

②医療保険財政の健全化

熊本県の均一保険料率は、本制度施行時に所得割率8.62%・均等割額46,700円でスタートしましたが、被保険者数の増加や高齢者医療費の増加に伴い2年ごとに見直しを行った結果、現在の保険料率は所得割率9.26%・均等割額47,900円に上昇しています。

国は、医療制度改革の中で、平成29年度から低所得者の保険料軽減特例措置を本則に戻すとしています。これについては、激変緩和措置も講じられる予定ですが、被保険者の保険料負担が、さらに上昇するものと懸念されます。

また、熊本県の保険料収納率については、現年度分は99.3%と近年ほぼ横ばいで推移していますが、過年度未納分は平成23年度の40.9%から平成26年度の38.4%と年々低下しており、未納保険料の収納対策が課題となっています。

③医療費の適正化

広域連合は、レセプト点検の実施により医療費の適正化に取り組むと同時に、被保険者には医療費通知や訪問指導事業、ジェネリック医薬品普及啓発などを通して、医療費適正化への自主的な取り組みを支えています。また、被保険者一人ひとりによる健康づくりへの支援として、健康診査など各種保健事業を実施しています。

熊本県の平均寿命は、平成22年においては全国4位（男性80.29歳・女性86.98歳）ですが、健康寿命は21位（男性70.58歳・女性73.84歳）にとどまっており、その差は全国平均を上回っています。平均寿命と健康寿命の差は、医療費や介護給付費をより必要とする期間と考えられるため、被保険者の健康増進に資する事業を推進し、健康寿命の延伸を目指していく必要があります。

④被保険者への制度周知

広域連合では、本制度の周知を図るため、毎年度パンフレットとリーフレットを作成し、新規に被保険者となられた方を対象に配布してきました。さらに、市町村の広報誌や新聞広告も活用しながら、制度だけでなく注意喚起情報についても広報を行ってきました。

今後も、被保険者も含めた幅広い世代に対して広報活動を継続して行い、本制度への理解を深めてもらいながら運営を行っていく必要があります。

3. 第3次広域計画の目標と基本方針

後期高齢者医療制度は、被保険者の皆様が安心して医療を受けられ、地域において健康に過ごすための医療保険制度です。

広域連合は、熊本県の現状と課題を踏まえ、国民皆保険制度の理念のもと、安定的かつ円滑な後期高齢者医療制度運営と保険財政運営を行うために、次の基本方針を定めます。

(1) 事務の効率化・適正化と個人情報の保護

本制度の運営にあたっては、広域連合と市町村の連携が必要不可欠です。広域連合は効率的かつ効果的な各種業務体制を構築し、市町村は被保険者の最寄りの窓口として、各種申請の受け付けやきめ細やかな保険料の徴収などを行い、相互に連携することで被保険者への利便性向上を図ります。

また、個人情報の取扱いについては、個人情報に関する各種法令や情報セキュリティポリシーに基づき、適切かつ厳格に管理します。

(2) 医療保険財政の安定化

後期高齢者医療の財政運営は、広域化のメリットを生かし保険料負担と医療給付の平準化を進めていく必要があります。

広域連合は、国、県、市町村等と連携し、被保険者の皆様が高齢者の心身の特性に応じた、必要かつ適正な医療サービスの提供を受けられるよう財政運営の安定化に努めます。

また、安定的な保険料収入の確保のため、収納対策にも努めます。

(3) 医療費の適正化と健康寿命の延伸

医療費適正化は、将来にわたり安心して医療給付が受けられる医療保険制度の堅持と、被保険者の健康保持の観点からも重要な課題です。広域連合は、今後も被保険者一人ひとりが適正な医療給付を等しく受けられ、健康の保持と生活の質を確保し向上できるよう、国・県が作成する医療費適正化計画の方針に従い、対策に取り組んでいきます。

また、健康寿命は「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」であることを踏まえ、平均寿命と健康寿命の差を短縮することで、被保険者の健康を保持し、生活の質の低下を防ぐことができ、医療費の適正化へも大きく期待されます。そのための取組みとして、被保険者の自主的な健康管理に資する地域の特性を踏まえた保健事業（疾病予防、介護予防、健康増進など）を、広域連合と市町村及び関係機関が連携し実施してまいります。

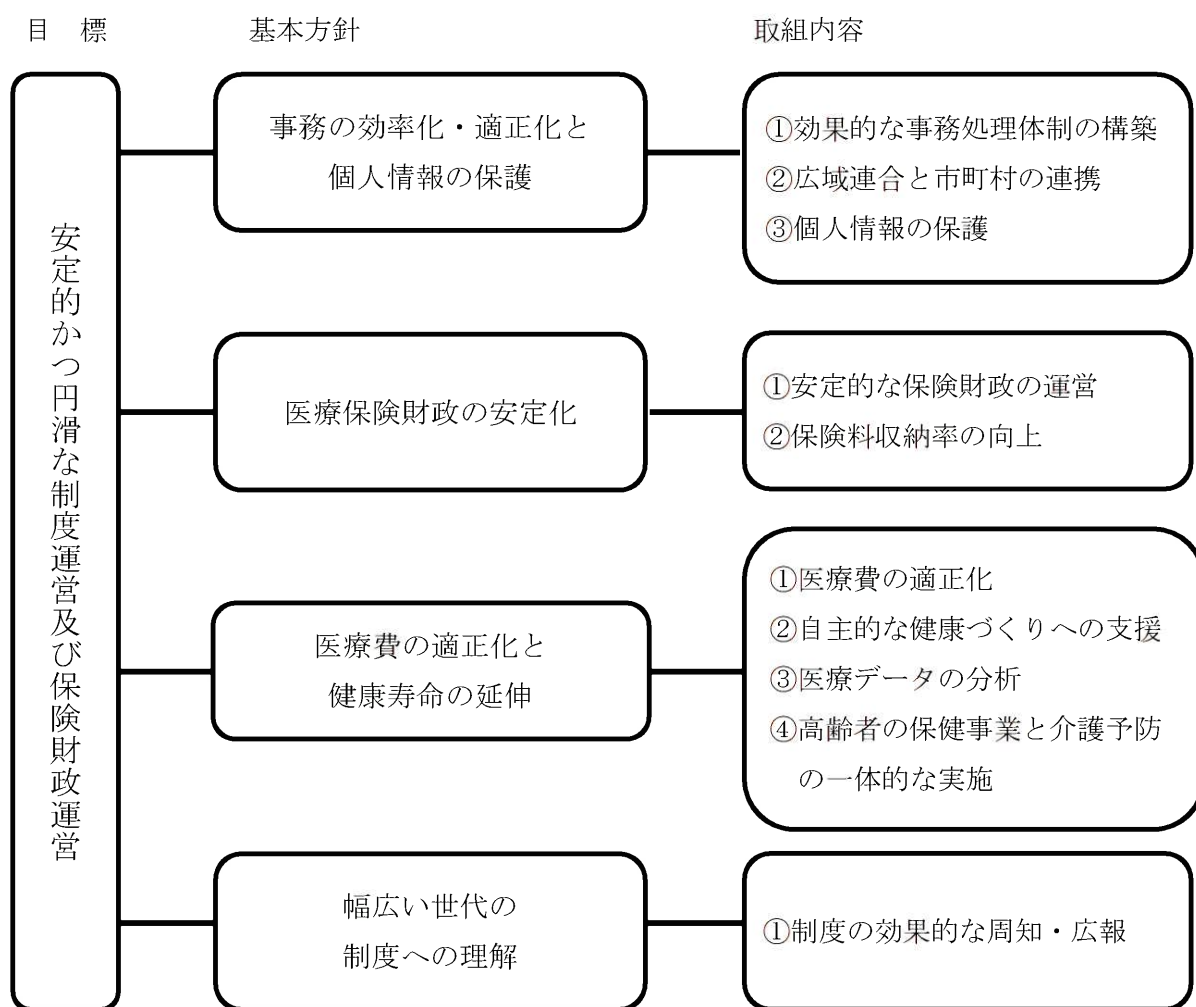
実施にあたっては、医療費や健診等の健康に関する情報の分析を基に、効果的かつ効率的な事業の展開に努めます。

また、令和 2 年 4 月施行の改正法に基づいて「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に向けた事業を展開するにあたり、広域連合と市町村及び関係機関との連携をより強化していく必要があります。

(4) 幅広い世代の制度への理解

本制度が施行されてから継続して行ってきた広報活動の結果、被保険者に対して本制度の周知が図られてきました。今後も引続き広報活動を行いながら、被保険者だけでなく幅広い世代に対して本制度を浸透させ、円滑な運営を行っていくことが必要です。

また、広域連合は、市町村と連携し、市町村広報誌などを活用しながら、わかりやすい制度の周知と広報に努め、被保険者を含めた幅広い世代に信頼される制度の運営を目指します。



4. 広域連合及び市町村の役割

広域連合及び市町村は、互いに連携しながら、それぞれの事務について役割と責任を持って被保険者への対応を行い、本制度の運営にあたります。

	広域連合の役割	市町村の役割
資格管理	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格の取得及び喪失の認定 被保険者証及び資格証明書の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 被保険者証及び資格証明書の引渡し及び返還の受付
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料率の決定 保険料の賦課、減免及び徴収猶予の決定 市町村が実施する収納対策の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の徴収及び滞納処分に関する事務 保険料に関する申請の受付
医療費適正化	<ul style="list-style-type: none"> 医療給付費等の審査及び支給決定 レセプトの内容点検及び管理 給付実績等のデータ管理 データヘルスの推進 市町村と連携した保健事業の推進 ジェネリック医薬品の普及促進 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 広域連合との連携による健康診査等、地域の特性に応じた保健事業の推進 ジェネリック医薬品の普及促進 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施
周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動及び相談業務 市町村職員に対する研修会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動及び相談業務

5. 第3次広域計画の期間及び改定

この第3次広域計画の期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。

第3次広域計画（改正版）

令和2年2月発行

（沿革）

第1次広域計画（平成20年度～平成22年度） 平成19年3月発行
第2次広域計画（平成23年度～平成27年度） 平成23年2月発行
第3次広域計画（平成28年度～平成32年度） 平成28年2月発行
第3次広域計画一部改正 令和2年4月1日施行

発行者 熊本県後期高齢者医療広域連合

所在地 熊本市東区健軍2丁目4番10号
熊本県市町村自治会館2階

連絡先 総務課企画財務班

TEL 096-368-6511 / FAX 096-368-6577

E-mail koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp

URL <http://www.kumamoto-kouikirengo.jp/>